

映画「靖国 YASUKUNI」に関する回答について

当神社は平成 20 年 4 月 11 日、有限会社龍影と李纓監督及びアルゴ・ピクチャーズ株式会社に対し、映画「靖国 YASUKUNI」に関する通知を行いましたが、4 月 25 日付で回答がありましたので報告します。なお、有限会社龍影の回答書の内容は以下の通りです。

平成 20 年 5 月 1 日

靖國神社広報課

回 答 書

平成 20 年 4 月 25 日

〒 102-8246

東京都千代田区九段北3丁目1番1号

靖國神社

総務部長 小方孝次 殿

有限会社龍影代理人

弁護士 梓 澤 和 幸

弁護士 中 山 武 敏

弁護士 杉 浦 ひとみ

弁護士 日 隅 一 雄

発送人兼連絡先

〒 160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9

さわだビル5階

東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

弁護士 日 隅 一 雄



冠省 当職らは、貴神社の平成20年4月
11日付け通知書に対し、有限会社龍影（以

下「当社」と言います)の委任を受け、以下のとおり回答します。

映画「靖国」(以下「本映画」と言います)で使用されている映像は、全て、カメラを構えて撮影したものであり、隠し撮りなどは一切していません。それにもかかわらず、貴神社は、撮影方法などに問題があるかのような指摘をされました。

貴神社のご質問は当社の届出などの事実関係に關し、その前提事実の認識に齟齬があるようと思われますので、貴神社の通知書に回答するに際し、前提事実に関しては相互の認識を一致させた上でやりとりが肝要と考えますので、以下の点につきましてご回答いただければ幸いです。

(1) 撮影手続について

貴神社は、取材撮影を希望する場合、撮影許可願いの事前提出が必要だと主張されています。

そして平成17年から平成18年にかけて当社が撮影許可願いを提出したことを確認されたと主張しつつ、一方において本映画の撮影を目的とする撮影許可願いを提出しているかどうかについて問われています。貴神社のかどうかについて問われています。貴神社の主張によりますと、通常の撮影許可願いと映

画の撮影許可願いを区別されているようですが、そのような理解を前提に回答してよろしいのでしょうか。この点について上記両者の違いなどを説明しつつ、明らかにしていただきたいと考えます。

また、貴神社におかれて平成17年から平成18年に確認された当社の「撮影許可願い」についても、その内容を明らかにしていただきよう希望します。

さらに、貴神社に関しては、多くの報道機関が撮影・報道していると考えられますが、その撮影・報道に際して、毎回目的を明示した「撮影許可願い」の文書提出を要求され、それらを受領されておられるのでしょうか。

当社の関係者によれば当社に関する限り貴神社からそのような要求を受けた事実はないと思われますので、よろしければ、他の報道機関につきましてその例をご開示くだされば幸いです。

(2) 撮影対象について

貴神社は、靈璽奉安祭の映像について一般的に撮影を許可していない旨、主張されますが、これまでテレビなどで放送されたことは一度もなかったとされるのでしょうか。貴神

社の質問の前提となる部分ですので、まず、この点にご回答ください。

また、貴神社は、貴神社の職員及び参拝者について肖像権尊重の観点から個別の承諾を得るか、削除するよう求められています。しかし、貴神社は社会的关心の対象となっており、これまでにも多くの写真、動画が撮影・報道され、今後も撮影・報道されることと思います。それらの写真や動画には、貴神社の職員や参拝者が多数写っていると考えられます。

貴神社は、これまでそのような写真・動画について、同じような請求をされたのでしょうか。そして、その結果は、いかなるものだったのでしょうか。また、今後、報道機関などの撮影・報道にあたって、同じような請求をされるのでしょうか。

(3) 御神体について

貴神社は、貴神社のご神体について、日本刀ではない旨主張されています。しかし、日本刀という概念は、非常に幅が広く多義的なものと考えます。日本刀という言葉を刀と同義で理解し、使用する人も少なくないのではないかでしょうか。

貴神社が通知書で主張する「日本刀」とはいかなる刀剣を特定しておられるのか、そして、貴神社の「ご神体」はその刀剣といかに異なるのかを明らかにしていただければ幸いです。

貴神社のご神体を「日本刀」あるいは「刀」と呼ぶことが一般的に理解される「日本刀」、「刀」の概念から逸脱しているとされるのであれば、その理由と根拠を示していただければ幸いです。

以上の質問にご回答をいただきたいうえで、当社としての見解を明らかにしたいと存じます。貴神社が、精神的自由を尊重する宗教団体として、精神活動の表出たる表現の重要性についてご考慮いただき、当社の質問に回答されることを願っております。

なお、本件につきましては、当職らが受任しましたので、当職ら宛（連絡担当弁護士日隅一雄）にご連絡くださるようお願い致します。

不一

この郵便物は平成20年4月25日第64652号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

